



第一号様式

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の 23 第1項

【提出先】

関東 財務局長

【氏名又は名称】

蒲野 宏之

【住所又は本店所在地】

千代田区内幸町1-1-7 大和生命ビル

蒲野綜合法律事務所

【報告義務発生日】

平成18年11月14日

【提出日】

平成18年12月11日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】

その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ソキア
会社コード	7720
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所第1部
本店所在地	神奈川県厚木市長谷260-63

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	サミュエル H. エリス (Samuel H. Ellis)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市北ミシガン通り 950 # 3506
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	1936年3月28日
職業	ジェネラルパートナー
勤務先名称	Huntington Partners
勤務先住所	アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市南ワッカードライブ 1 0スイート 2675

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	蒲野綜合法律事務所 弁護士 蒲野宏之
電話番号	03-3539-1371

(2) 【保有目的】

純投資（提出者自身の名義ではソキア株を一株も所有していないが、提出者の投資判断によりソキア株を購入したパートナーシップ及び信託は全て純投資の目的で保有している。）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			1,806,000
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 1,806,000
信用取引により譲渡した ことにより控除する 株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	1,806,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 8 月 1 日現在)	Q 35,790,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	5.04% 5
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	0%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価
2006. 11. 13	株 券	95, 000	取得	473
2006. 11. 14	株 券	20, 000	取得	485

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	706, 985
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0

上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	706,985

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



## Power of Attorney

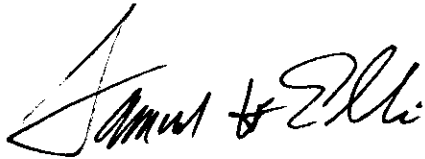
Date: December 7, 2006

Person's Address or Office Address of Head Office:

950 N. Michigan Ave. #3506\_\_\_\_\_

Chicago, Illinois 60611

Person's Name or Company's Name:



Samuel H. Ellis

I hereby confer the person mentioned below any and all rights relating to the production and filing of each and every kind of report provided in Chapter 2.3 of the Securities and Exchange Law of Japan entitled "Disclosing the Status on the Holding of Large Amount of Share Certificates, Etc." and the delivery of copies of the said reports.

1. Person's Address or Office Address of Head Office: Kamano Sogo Law Offices, Yamato Seimei Building 14th Fl., 1-1-7 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011

2. Person's Name or Company's Name: Hiroyuki Kamano

# 委 任 状

2006年12月7日

住所又は

本店所在地 60611イリノイ州シカゴ市  
北ミシガン通り950#3506  
.....

氏名又は (署名)

名 称 サミュエル H. エリス  
.....

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

## 記

1. 代理人の住所又は 〒100-0011

本店所在地 東京都千代田区内幸町1-1-7

大和生命ビル14階蒲野綜合法律事務所  
.....

2. 代理人の氏名又は

名 称 蒲野 宏之  
.....

以上正訳致しました。 蒲野宏之

